

答 申 第 4 5 号
平成29年 1 月13日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成28年 8 月19日付け青教員第361号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定職員の旅行命令及び復命書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年6月23日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「担当者〇〇が、平成28年6月23日から東京に出張すると聞いたが、その旅行命令書及び開示決定時点における復命書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「教職員課主任指導主事〇〇〇〇に係る旅行命令（平成28年6月22日から平成28年6月25日まで）及びその復命書」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、次の(1)の情報については条例第7条第3号に、(2)及び(3)の情報については同条第7号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年7月6日、審査請求人に通知した。

- (1) 旅行命令の個人住居
- (2) 旅行命令の用務及び用務先の一部
- (3) 復命書の概要及び用務先の一部

3 審査請求

審査請求人は、平成28年7月19日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分において実施機関が不開示とした部分のうち、第2の2の(2)及び(3)の情報の開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の審査請求の理由

ア 審査請求人は、本件処分において実施機関が不開示とした部分のうち、第2の2の(2)及び(3)の用務及び用務先について、実施機関の担当職員に説明を求めたが、何の回答も得られなかった。

イ 第2の2の(2)及び(3)の用務及び用務先についての内容の概要が分からなければ納得できない。

ウ よって、本件処分は不当である。

(2) 弁明書に対する反論

弁明書の記載内容について、次のとおりであるため、実施機関の弁明には妥当性がない。

ア 「今回の旅行命令の用務は、人事管理に係る事務に関するものであり」とあるが、本件処分の通知にはそのような記載はなかった。

イ 「事務の性質上、作業を行う場所も含めた具体的な事務の工程は公にできないものである」とあるが、「事務の性質上」とは何か。なぜ「公にできない」のか。

ウ 「具体的な事務の工程を推測することができるものである」とあるが、どうすれば「推測」できるのか。具体的に説明してほしい。

エ 「不当な行為を容易にし」とあるが、「不当な行為」とは何か。

オ 「外部の者が同場所を訪れて当該事務を妨害するおそれや情報漏洩の危険性が考えられる」とあるが、妨害された場合は、警察力等で排除すればいいし、情報漏えいの危険性は、外部の者からではなく、内部の者からではないのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分において、第2の2の(2)及び(3)の情報を不開示とした理由は、本件開示請求に係る旅行命令の用務が人事管理に係る事務に関するものであり、不開示部分が公にされた場合に、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあるとともに、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるためである。
- 2 本件開示請求に係る旅行命令及び復命書には、人事管理に係る事務に関する旅行期間、用務内容及び用務先の情報が記載されている。

教職員課の主な分掌事務は、教職員の人事管理に関することであるが、本件開示請求に係る事務に関して、具体的な事務内容等については、当該事務に携わる者以外の者への漏えいが決してないように特に万全を期す必要があり、事務の性質上、作業を行う場所も含めた具体的な事務の工程は公にできない。
- 3 第2の2の(2)及び(3)の情報が公になることで、本件開示請求に係る事務に従事する者が特定されるとともに、旅行期間、用務先が取り扱う業務内容、既に開示された情報（用務先の住所の一部及び最寄りの駅名）等と照合することにより、具体的な事務の工程を推測することができる。これにより、用務先の関係者を含めて、本件開示請求に係る事務に従事する者への不当な行為を容易にし、人事管理に係る事務に公正さを保てなくなる、又は何らかの圧力を感じる状況となり、公正かつ円滑な人事事務の確保に大きな支障を及ぼすおそれがある。
- 4 具体的には、人事管理に係る事務に関する詳細な情報に関して、外部から執ように質問やクレームを受けるおそれがあること、また、作業場所が特定されることで、外部の者が作業場所を訪れて本件開示請求に係る事務を妨害するおそれや情報漏えいの危険性が考えられる。
- 5 以上のことから、第2の2の(2)及び(3)の情報については、条例第7条第7号に該当すると判断した。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

- (1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲

審査請求人は、審査請求書において、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、第2の2の(2)及び(3)の情報について開示することを求めている。したがって、第2の2の(1)の情報については、本件審査請求の対象としていないものと認められるので、当該情報については、当審査会の判断の対象としないものである。

2 本件審査請求の対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

- (1) 本件審査請求の対象となった行政文書は、教職員課の職員である〇〇〇〇の平成28年6月22日から同月25日までの出張に係る旅行命令簿及び復命書（以下「本件行政文書」という。）である。
- (2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第7号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は、次のとおりである。

ア 不開示とした部分

第2の2の(2)及び(3)の情報（以下「本件情報」という。）

イ 不開示とした理由

県の事務事業に関する情報であって、公にすることにより違法又は不当な行為を容易にするおそれがあるため。

3 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第7号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」として、各機関共通的に見られる事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を規定している。

イ このうち、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、

当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

(2) 条例第7条第7号該当性

- ア 本件情報は、教職員課の職員である〇〇〇〇の平成28年6月22日から同月25日までの出張の用務及び用務先の一部に関する情報である。
- イ 当審査会が実施機関に対して、本件開示請求に係る事務の内容及び事務処理の全体の流れについて説明を求めたところ、当該事務は人事管理に係るもので、特に秘匿を要するものであることが確認された。
- ウ また、実施機関の説明から、本件情報が公にされた場合、本件処分で開示された情報等と照合することにより、当該事務の内容、実施場所等が明らかになる、又は推測されるおそれがあること、その場合、外部からの不当な干渉等を招き、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められた。
- エ 以上から、本件情報は、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第7号に該当する。

4 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第7号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------------|----------------------------------|
| 平成28年 8 月 19日 | ・ 実施機関からの諮問書を受理した。 |
| 平成28年 9 月 16日 | ・ 実施機関からの弁明書及び審査請求人からの反論書を受理した。 |
| 平成28年 9 月 29日 (第73回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成28年10月21日 (第74回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成28年10月26日 | ・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。 |
| 平成28年11月25日 (第75回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成28年12月22日 (第76回審査会) | ・ 審査を行った。 |

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|-------|---------------------------|---------|
| 石岡 隆司 | 弁護士 | 会長 |
| 一條 敦子 | ふれ～ふれ～ファミリー代表 | |
| 大矢 奈美 | 公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授 | |
| 河合 正雄 | 国立大学法人弘前大学人文社会科学部 講師 | |
| 竹本 真紀 | 弁護士 | 会長職務代理者 |

（平成29年 1 月13日現在）